学則

2026年度

試験及び受験資格（抜粋）

第12条 各科目の成績は、1科目10.0点満点とし、**6.7点以上を合格**とし、各学年で履修した全科目に合格したものを進級させる。

第14条 講義科目の受験資格は、出席時数が**各期80%以上**なければならない。

2 実習科目の受験資格は、出席時数が**各期80%以上**なければならない。

試験規程（抜粋）

（科目試験）

第11条 **追・再試験料は1科目3,000円**とし、指定された期間内に納めるものとする。納めない者は受験資格を失う。

（総合学力試験）

第19条 **総合学力試験の追・再試験受験料は5,000円**とし、指定された期間内に納めるものとする。納めない者は受験資格を失う。

試験、進級および卒業に関する規定について（教授会申し合わせ事項より）（抜粋）

1）科目試験は、GPA(Grade Point Average)制度をとり、その評価を0.0点から10.0点までとし、これを科目のGPとする。この全科目（講義と実習・実技を含む）のGPの総和を科目数で除したものをGPAとし、そのGPAが6.7点以上をもって合格とする。但し、4点未満の科目が3科目以上ある者は原級に留める。

2）総合学力試験は、67%以上の得点で合格とする。但し、必修に相当する領域は80%以上とする。なお、共用試験（CBT・OSCE）については、共用試験実施評価機構の定める到達基準に基づき合否判定する。

4）前・後期の各科目試験において、各科目6.7点未満の科目を再試験の対象とする。

5）前期・後期を通しての通年科目については、教養系（第1学年）では総合評点として扱うこと、専門系では原則として前期と後期の点数［各期とも再試験を受験した場合はその点数。］を加算して2で割った点数をその科目の点数とする。

6）第1学年生の進級にあたっては、学年の科目試験(GPA制度)および総合学力試験のそれぞれに合格しなければならない。

7）第2学年生の進級にあたっては、学年の科目試験(GPA制度)および総合学力試験のそれぞれに合格しなければならない。

8）第3学年生の進級にあたっては、学年の科目試験(GPA制度)および総合学力試験のそれぞれに合格しなければならない。

9）第4学年生の進級にあたっては、学年の科目試験(GPA制度)および総合学力試験並びに共用試験CBT (Computer Based Testing)、共用試験OSCE (Objective Structured Clinical Examination) のそれぞれに合格しなければならない。

10）－1 第5学年生の進級にあたっては、総合学力試験および臨床実習並びに診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験(Post-CC PX(Post-Clinical Clerkship Performance Examination))における臨床実地試験(CPX(Clinical Practice Examination))、一斉技能試験(CSX(Clinical Skill Examination))のそれぞれに合格しなければならない。

10）－2 臨床実習は、GPA制度をとり、配属された全科のGPの総和を科目数で除したものをGPAとし、そのGPAが6.7点以上をもって合格とする。但し、4点未満の科が3科以上ある者は原級に留める。

10）-3 第5学年総合学力試験の成績は2回の総合平均点により評価する。千葉歯科医療センターにおいて実施する基礎学力確認テストの成績は、総合学力試験の5%として評価する。

11）－1 第6学年生の卒業判定にあたっては、総合学力試験および臨床実習のそれぞれに合格しなければならない。

11）－2臨床実習は、GPA制度をとり、配属された全科のGPの総和を科目数で除したものをGPAとし、そのGPAが6.7点以上をもって合格とする。但し、4点未満の科が3科以上ある者は原級に留める。